平成２２年（フ）第１８３号
長崎県長崎市三原２丁目15番１―404号、旧住所長崎県西彼杵郡時津町久留里郷1097番地３
債務者　末吉　孝一
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
長崎県長崎市三原２丁目15番１―404号、旧住所長崎県西彼杵郡時津町久留里郷1097番地３
債務者　末吉　紀子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
長崎県長崎市川平町1191番地５　コアマンション長崎ガーデンヒルズ713号
債務者　浦　　博見
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２００号
長崎県長崎市晴海台町19番地12
債務者　村井　武司
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
長崎県長崎市淵町１番13号
債務者　木村　敦子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９３２号
札幌市中央区南８条西４丁目288番地１　ティアラタワー2707号
債務者　大滝　　勝
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６２号
札幌市豊平区平岸２条14丁目２番39―101号
債務者　奈良　菜美（旧姓川下）
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０１２号
札幌市東区北25条東21丁目１―21　パステル北25Ｂ202、住民票上の住所札幌市東区北22条東23丁目４番22号
債務者　西山摩知子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０１９号
札幌市北区篠路２条６丁目４番40号　ハピネス26―206号
債務者　柴崎　正宣
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０５６号
札幌市中央区北７条西12丁目２番地　ベルテ白楊北７条305号
債務者　児島　　伸
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１０５号
札幌市中央区南21条西14丁目３番32号　オリエントマンション山鼻106号
債務者　和泉田　聖
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１０６号
札幌市中央区南21条西14丁目３番32号　オリエントマンション山鼻106号
債務者　和泉田久美子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１０８号
札幌市白石区東札幌５条３丁目２番12―108号
債務者　岩　真由美
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１３０号
札幌市白石区本通11丁目南１番12号　第２高林マンション１階Ｂ号
債務者　伊藤　良一
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１７８号
札幌市北区新琴似11条７丁目７番10号　ギャザリングビレッジＤ102号
債務者　木引　健次
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１７９号
札幌市北区新琴似11条７丁目７番10号　ギャザリングビレッジＤ102号
債務者　木引恵理子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部